

令和8年度（2026年度）
ノートルダム清心女子大学大学院 科目等履修生志願者案内

1 出願資格

女子で、出願時点において、次のいずれかに該当する者
【修士課程・博士前期課程】

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- ⑧ 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者

【博士後期課程】

- ① 修士の学位又は専門職学位を有する者
- ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥ 外国の学校、④の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる見込みの者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者(平成元年9月1日文部省告示第118号)
- ⑧ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者

2 出願期間

通年・第1期開講科目 令和8年4月6日(月)～4月10日(金)
第2期開講科目 令和8年9月16日(水)～9月25日(金)

3 出願書類等

- ① 検定料(20,000円) <新規出願者のみ>
 - ② 科目等履修生志願書 (本大学院所定用紙)
 - ③ 履修希望理由書 (本大学院所定用紙)
 - ④ 履歴書 (本大学院所定用紙)
 - ⑤ 最終学校の卒業証明書【修士・博士前期課程】 <新規出願者のみ>
 - ⑥ 最終学校の修了証明書【博士後期課程】 <新規出願者のみ>
 - ⑦ 最終学校の成績証明書 <新規出願者のみ>
 - ⑧ 健康診断書 (本大学院所定用紙)
- ※本学在学生の場合は不要
- ⑨ 住民票の写し(以下の項目が記載されたもの) <新規出願者のみ>
[必要項目] ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所
⑤在留資格(※外国籍の方のみ) ⑥在留期間(※外国籍の方のみ)
 - ⑩ その他特に指示するもの

4 選考方法

書類審査(面接を行うことがある。)

5 納入金

登録料 <新規出願者のみ>	受講料 (1単位につき)	実験実習費
50,000円	17,000円	実費

*許可通知日から7日以内に納入してください。

6 手続書類

- ① 誓約書 (本大学院所定用紙)
 - ② その他特に指示するもの
- *納入金の納入後、書類をお渡します。

7 出願上の注意

- ・出願、手続等の窓口は、本学学務部です。
(窓口対応時間: 平日8:30～17:00)
- ・履修期間は、原則として1年とし、最長2年まで継続できます。
- ・履修できる科目的単位数は、原則として1年間15単位以内です。
- ・当該授業が開講されない場合は、履修の許可を取り消す場合もあります。
- ・既納の納入金は、原則として返還できません。
- ・出願書類提出後、履修科目的変更はできません。
- ・本学学生が早期履修生として科目履修を申請する場合の取扱いは、上記2～6にかかるわらず別に定めます。